

北海道農業の未来を拓く広報誌

HAL

Hokkaido Agricultural Laboratory
for Business Development

だより



平成29年度
HAL認証農産物協議会全道研修会・
HAL認証農産物協議会総会

The fellowship

農業経営モデル紹介

株式会社風の村 代表取締役 **金井 正治氏**



<http://www.hal.or.jp>

平成29年度

HAL認証農産物協議会全道研修会 HAL認証農産物協議会総会

HAL認証継続10年の記念と感謝

平成30年1月24日(水)、ニューオータニ札幌において、HAL認証農産物協議会全道研修会およびHAL認証農産物協議会総会が開催されました。

HAL認証農産物協議会総会では、平成29年度事業ならびに自主活動事業報告、その決算報告が行われました。事業報告の中で、HAL認証基準の変更について説明がなされ、これまで必須項目としていた認証基準について、必須条件を無くした上で必要な基準項目数の達成が求められるように変更されました。自主的活動報告では、平成29年11月に実

施した北海道アグリ・フードプロジェクトへの出展の様子とその後の経過が報告されました。

総会に引き続き行われた全道研修会では、冒頭、HAL財団磯田憲一理事長による開催挨拶があり、「HAL財団が非営利型の一般財団法人として活動してきた15年の間に、農業の企業化ということばの理解も進み、今では農業団体も法人を支援する時代になった」「元気で矜持のある北海道にするために、これからも生産者としての意識の高いHAL認証協議会の皆さんと共に頑張りたい」と、今後の財団活動について意気



込みを語りました。また、中村眞専務理事からは環境配慮と消費者の信頼確保のために財団が先んじて進めてきた特裁認証やGLOBAL G.A.P.認証の取組みが、周囲にも浸透してきたことに触れ、国産原料への回帰が進む中で、HAL認証農産物協議会の存

在の重要性を訴えるとともに今後の取組みに理解を求めました。研修会の終盤には、HAL認証農産物の取組みから10年が経過したことを記念し、事業スタート以来、継続してご協力をいただいていた生産者の紹介が行われ、これまでの協力に対する感謝を表しました。

HAL流通開発部からの報告

産地品目担当者からは、平成29年度各産地における農作物の生育、収量などの状況や次年度の取組み方針が報告されました。

が大きく、品種問わずSサイズや規格外品の発生率が高い状況であったことが報告されました。小玉スイカについては、概ね順調であったものの、やはり天候不順の影響や鳥害について報告がありました。また、品種選定については販売される地域によっての趣向の違いがあることが紹介され、市場要望に応じた製品づくりの調整が求められました。

タマネギは、府県産ならびに輸入物の在庫が解消されない時期が長らくつづき、北海道産が動きにくい市況であったことが報告されました。品質については、天候不順の影響が大きく、一般的に製品率の低下や小玉化の傾向がみられました。赤タマネギについては、産地の栽培技術の習得により、品質や収量の平準化が進み、市場においても一般的な商品としての定着してきていることが報告されました。

小麦については、概ね平均並みからやや良の作柄であった事が報告され、市場の動向としてはゆめちからの需要が引きつづき強く、需要に応じられる生産体制の確立が求められました。大豆につい

馬鈴薯についても天候不順の影響

立が求められました。大豆につい

HAL認証基準の変更

	旧HAL認証管理点	新HAL認証管理点	
農業肥料関係	1 農薬散布回数10%以上の減	1 慣行基準値以内で栽培されたもの	
	2 ドリフト防止対策の実施	2 ドリフト防止対策の実施	
	3 関係法令の遵守	3 関係法令の遵守	
	4 農薬は他の資材と隔離し、施錠した保管庫に保管する	4 農薬は他の資材と隔離し、施錠した保管庫に保管する	
	5 農薬関係作業履歴の報告	5 防除作業履歴の報告	
	6 防除計画の作成	6 防除計画の作成	
	7 農薬散布危害防止対策、環境汚染防止対策の実施	7 農薬散布危害防止対策、環境汚染防止対策の実施	
	8 農薬管理台帳の記帳	8 農薬管理台帳の記帳	
	9 生物農薬の使用	9 生物農薬の使用	
	10 化学合成窒素施肥量の10%(以上)の減	10 化学合成窒素施肥量慣行基準値以内で栽培されたもの	
	11 栽培前の土壌診断の実施	11 栽培前の土壌診断の実施	
	12 関係法令の遵守	12 関係法令の遵守	
	13 施肥計画の作成	13 施肥計画の作成	
	14 施肥関係作業履歴の報告	14 施肥関係作業履歴の報告	
	15 肥料管理台帳の記帳	15 肥料管理台帳の記帳	
	16 堆肥、輪作、緑肥など総合的土作りの実施	16 堆肥、輪作、緑肥など総合的土作りの実施	
	17 有機質肥料の使用	17 有機質肥料の使用	
環境保全関係	18 土壌診断結果による過剰施肥防止	18 GLOBAL GAPの管理点に沿った生産管理を行う	
	19 使用済み資材の適正処理	19 土壌診断結果による過剰施肥防止	
	20 圃場内外の清掃	20 使用済み資材の適正処理	
	21 リターン可能な包装資材の利用	21 圃場内外の清掃	
	22 農業資材のリサイクル	22 リターン可能な包装資材の利用	
	23 堆肥場を持ち有機質の循環に努める	23 農業資材のリサイクル	
	24 堆肥場からの汚水流出防止に努める	24 堆肥場を持ち有機質の循環に努める	
	25 緑肥の導入等で土壌流亡対策の実施	25 堆肥場からの汚水流出防止に努める	
	26 地域産出有機質資材の活用	26 緑肥の導入等で土壌流亡対策の実施	
	27 エコファーマー認証の取得	27 地域産出有機質資材の活用	
	28 CO ₂ 削減努力の実施	28 CO ₂ 削減努力の実施	
	消費者交流、食育関係	29 消費者・生産者の双方情報発信活動	29 消費者・生産者の双方情報発信活動
		30 農業の応援団づくり活動	30 農業の応援団づくり活動

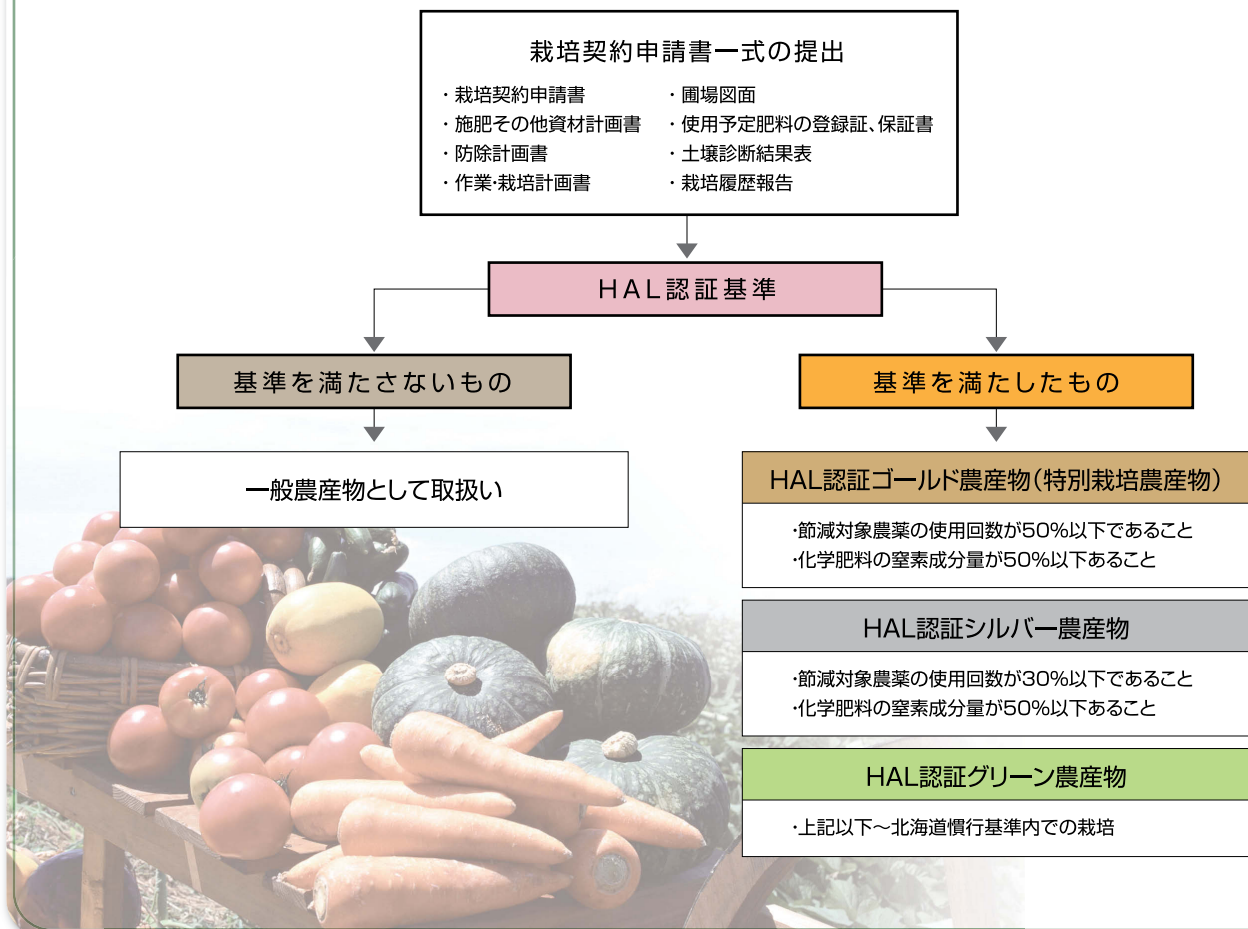
ては豊作傾向であり、特に大粒品種については過剰気味であることが報告されました。一方、納豆用小粒品種については、ここ数年の不良傾向から持ち直したことが報告されたほか、加工原材料としての産地指定の要望が強いことが紹介されました。



HAL 認証基準について

HAL認証農産物は、食の安心・安全、農業生産活動における環境保全に配慮した農産物として、消費者ニーズに応えるべく、特別栽培を基本とした認証基準により取扱いしてまいりました。HAL認証基準の設定から10年が経過し、その間に特別栽培の第三者認証の取得やGLOBAL G.A.P.のグループ認証取得など、より高い信頼性を確保すべく進めてまいりました。その一方、取扱品目の新規検討・拡大の中で、北海道の慣行栽培基準が設定されていないことから、特別栽培認証を受けることができない品目があったり、異常気象

が常態化する中で、品質や収量の維持のために農薬散布などで特別栽培基準をわずかながら超えざるを得ないケースがあったりと、特別栽培基準に依らない認証の分類が求められる場面が生じてまいりました。そこでHAL認証農産物協議会では、HAL認証基準の見直しを行い、HAL認証基準を基本的な営農方針の確認とトレーサビリティを重視した基礎的な取り組み基準として整理し、減農薬ならびに減化学肥料については、第三者認証による特別栽培基準を設けた2段階認証とする体系に整理いたしました。



平成29年度 HAL認証農産物協議会国内視察研修会報告

平成30年1月15日から17日の日程で、協議会員17名が香川県、愛媛県を訪問し、タマネギ圃場や穀類関連の加工施設を視察致しました。

香川県にある農研機構西日本農業研究センター四国研究拠点では、育種担当の吉岡藤治氏からもち麦の品種特性や栽培方法等についてご紹介いただきました。もち麦は近年、そのテクスチャーと機能性により注目



を集めており、すでに兵庫県福崎町では町おこしの素材としてピックアップされ六次産業化も進んでいるといった説明もありました。北海道では、栽培技術が確立できていない部分もありますが、今後、北海道での栽培面積を拡大していくための技術協力について、前向きな話し合いが持たれました。

愛媛県松山市では石丸農園あじまるを訪問し、代表の石山氏からタマネギ栽培について紹

介いただきました。同社の圃場は、元来粘土質で非常に水はけが悪かったところ、土壌微生物を調和する手法を取り入れることで土壌改良しており、生産量や食味の向上を果たしていました。

愛媛県東温市では、主に麦の生産から加工・販売までの一貫経営を行う有限会社ジエイ・ウイングファームを訪問し、代表取締役社長の牧秀宣氏らより地域状況や経営方針等をご説明いただきました。同社が所有する約750筆の農地の中には1区画の広さが10aのものもあり、生産性向上のための規模拡大が見て取れました。また、同社では実需者に対し安定供給を行うことを目的にコメと麦のみに販売品目を絞りつつ販売単価を値決めで設定することで経営の安定化を果たしており、地元農協ではなく農業法人が積極的に販売事業を行う事で地域をけん引する事例となっていました。

農業における

労務
Q&A

答えてくれた方

さくらマネジメントグループ

Q1

高校生の息子にアルバイト代として時給700円でハウス仕事を手伝ってもらっていますが違反になりますか？

A

最低賃金法1条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障する」となっており、ここでいう「労働者」は、最低賃金法2条で労働基準法の「労働者」を指しているとなっています。ここで事業主と同居している親族については原則として労働基準法の「労働者」にはあたりません。そのため、時給700円でアルバイトしていたとしても最低賃金法違反とはなりません。しかし例外的に「労働者」とみなされることがあります。具体的に次の要件を満たせば例外的に「労働者」となります。①同居の親族以外に一般の社員がいる②就労の実態が一般の社員と同じで、労働の対価として賃金を支払われている③労働時間の管理・給与の決定・計算方法が一般の社員と同じこと④事業主の指揮命令に従っていることなどがあげられます。別居の親族については原則として「労働者」とみることができます。親族とはいえ、働き方の実態に合わせて労働時間の管理・給与決定が必要と言えます。

TPP11と日欧EPA

元農林水産省事務次官
渡辺好明氏

国会が開会し、安倍内閣総理大臣の施政方針演説が終わりまりました。農政の話は地方創生の中に入り、『農政新時代』ではなく『農林水産新時代』という表現になっています。演説では、林業改革、水産業改革と続き、国際標準に合った食品規格の問題、最後に輸出増大で終わっている。つまり総理の中で、農政改革はJAの改革も済み、次の新たな対象を見つける段階となっています。TPPとEPAについても外交安保問題の中で、『合意に達した』『大いに推進してまいります』とあるのみで、既に織り込み済みの様に感じられます。

TPP11は3月中旬に署名し2019年に発効という段階で、日欧EPAも同じように19年の発効を目指しています。GDPの押し上げ額は、TPP11で7兆8千億円、日欧

EPAで5兆2千億円、合計が13兆円で、アメリカが入ったTPP12の13兆6千億円とほぼ同額で、アメリカが抜けてもそこそこの経済成長するという論理で整理されています。TPP、EPAについてはここで止まるのではなく、アメリカの復帰、加えて韓国、台湾、EUから離脱したイギリスの加入、そして最後には、中国、インドも含めたRCEPへと、この塊を世界全体の大きな自由貿易の中核にしようとしています。TPP、EPAについてはよく実態を掌握して、それが自分の経営にどう関わっていくのかを判断しなければいけません。

農政改革の本当のポイント

『小泉進次郎と福田達夫』という対談本の中で、農政改革の本当のポイント

トを①コストダウン、②輸出増大し、儲かる農業とすることに集約しています。これらに向かつて邁進しようというのが、今日の対内問題であり対外問題です。

コストダウンはJA、全農の資材価格の値下げ、流通について言えば短絡。コメでは今、大規模生産者と流通事業者のお見合いにより、長期契約を結んでもらうように進められています。それから高く売るための6次産業化に加え、手数料商売ではなくどう商品売り切るのかがJAの腕の見せ所。自己改革は進行しつつあります。

目標額1兆円の輸出ですが、食の世界マーケットは2020年には680兆円と試算され、日本はどんな食い込める余地があります。他国が関税以外の輸入制限をやっている、非関税障壁を低くさせようとしている

ます。国内的には、日本の個人金融資産1、700兆円の約6割を60歳以上が持っていますが、60歳以上になると、良いものを多少高くても買うようになりません。スーパーの棚で賑わっているのは、豆腐と納豆と卵とチーズ。そこは価格がピンからキリまであり、高くて高品質のものはよく売れています。それからすべての加工食品に原料原産地表示をさせることで国産が選ばれるようにしようとしています。

儲かる農業が何かの経営の危機になった時の保険が収入保険です。収入保険の対象は青色申告をしている農家だけで、最近、青色申告を希望する農業者が増えていると国税庁が大変喜んでいますが。以前、自民党が政権を離す直前に、4ha以上の経営をする認定農家に政策対象を限定しようと

しました。ところが民主党に変わった時、あらゆる農家が対象の戸別所得補償に切り替わったという経緯があり、収入保険制度が浮上した際、再度、産業政策の対象のふり分けを青色申告でやろうという意図があったのではないか。対象にならない方は、条件が不利な地域で地域社会を守っているという事であれば地域政策として応援をするということになります。青色申告で言えば、現在、複式簿記で経理をやっているところが1%ほどしかない土地改良区も、複式簿記を取り入れるように土地改良法が改正され将来の投資に備えます。

TPP12が11になりましたが、アメリカ分の国別割当てが無くなる以外は関税の構造は変わりません。チーズは、EUからのソフト系が今でも足りておらず、逆にEUの発酵食品に対する非関税障壁を排除することで日本のチーズがEUに出ているチャンスになるという提言しています。G1制度での名称使用の問題もありましたが、「カマンベール・ド・ノルマンディー」というような正式名称は使えませんが、「カマンベール」という略称は継続して使えるようになりました。いずれ日本のチー

ズが輸出される時には日本の地名がついたブランドを他国が真似をするぐらいの物にしていかないといけません。日本での地理的表示は58品目になっています。川西や夕張の様に数を増やしていきたいと、北海道の輸出戦略が問われるところですが、ワインは即時撤廃で日本酒の輸出関税と差し引きゼロ。コメの輸出目標を10万トンとしています。酒造メーカーや米菓メーカーでは積み上げ12万トンぐらいいは輸出したいとしており、これからまだまだ増えると思われれます。

小麦自体はEUに与えた無税枠が270トンと小さく、影響はありませんが、パスタについては、原料を輸入し国内加工しているところには、マークアップを減らすとしています。これは輸入小麦の価格が下がるということで、国産小麦の価格も引きずられて下がる懸念があります。これに対しては、国産小麦が足りず逆ミスマッチが生じている今のうちに、品質、収量向上、製粉工場再編整理でのコストダウン、国内産需要拡大の商品PRをすることが提言されており、一定の時間があるうちに、国内産需要が確保できる政策をみんなで考えていかないといけません。

日本とアメリカが個別に交渉するとTPPより厳しい条件になるのではないかと意見がありますが、一旦まとまった物から勝手に離脱しているアメリカに対しては少しごねた方がいい。何より、アメリカにいい商品、安い商品が入ってこないとなると、アメリカの消費者が文句を言うでしょうし、アメリカの肉、小麦、コメの生産者は日本にもっと買ってもらいたいので、そこを上手く使っていくべきです。

影響試算で数字が大きいのは牛豚肉、牛乳乳製品。ここへの支援策ですが、29年の補正予算で3、170億円を準備しています。しかしこれは以前のウルグアイラウンドのような6年間続くということはなく一過性のもので来年は多分ないと思われます。加工原料乳の補給金単価は本来下がるようなところを頑張って上乘せした状況です。今回決まった補正予算を上手く使って早く手立てすることが望まれます。

コメの生産調整

需要に見合った生産は、生産者にとって権利であり義務です。都府県の再生協議会の中には、面積ありきでの

配分、集荷業者や販売業者の数値を積み上げての配分がありますが、後者の方が筋が通っています。生産の目安は、3月に発表される各県別の作付意向を見て、実際の作付を柔軟に対応することが大切です。消費者は数量を、生産者は面積を基本にしているので、ここで食い違いが発生しないかが問題です。同じ面積で価格の安い業務用をつくと手取りが減るため反収を上げようと努力します。そうなると全体として過剰になるという動きになります。どの様なコメがどれだけ植付けられるのか探りつつ、需要に応える形が必要で、売り先があるところは是非もなく、そういった形を繰り返していくことで、本当に必要なコメを必要ところに合理的な価格で配ることができるようになります。はじめてコメの減反政策が始まった時、全中の宮協会長は『一割減反三割増収』とおっしゃっていましたが、業務用ではそうならないようにしていただきたい。

From 北海道農業法人協会

2018.Spring

第23回定期総会・農業法人経営セミナー2018を開催

平成30年2月21日（水）、ANAクラウンプラザホテル札幌にて第23回定期総会ならびに北海道農政部共催による農業法人経営セミナー

29年度事業報告として1年間の活動報告と、外国人雇用専門委員会の活動報告が行われた後、平成30年事業計画ならびに予算案が決議され、『生産性向上と地域連携』をテーマに活動を行っている

くことが承認されました。その中で、当会の事務局体制の変更から10年を経過し、より公的活動への期待が高まる中でより自立的かつ安定的な活動を継続していく為に、公益法人への移行を検討

していくことや、一昨年設立された酪農部会に引き続き、専門部会として新たに水田部会を設立することが盛り込まれました。また、今回の総会では第12期役員の見直しが行われ、新役員4名を加えた体制で活動を進めていく

限会社鍋八農産八木輝治代表から紹介がありました。会場からは、実際に導入した際に生じるコスト面や、収益向上の具体例などについて質問が寄せられ、ITツールによる生産性の向上に対する関心の高さが伺われました。



▲選任された第12期役員を代表し、挨拶する南会長



第12期役員

会 長	有限会社 ミナミアグリシステム	南 和孝(壮警町)
副 会 長	有限会社 大塚ファーム	大塚 早苗(新篠津村)
	有限会社 ドリームヒル	小椋 幸男(上土幌町)
	有限会社 ジェイファームシマザキ	島崎 美昭(別海町)
事 務 局 長	有限会社 村澤農園	村澤 克巳(深川市)
事務局次長	株式会社 フラワーファーム大花園	大西 智樹(札幌市)
理 事	有限会社 浅野農場	浅野 政輝(当別町)
	株式会社 輝楽里	石田 清美(江別市)
	有限会社 余湖農園	余湖 智(恵庭市)
	桜農園	木村 香菜子(豊浦町)
	有限会社 杉山農場	杉山 憲由(日高町)
	農事組合法人 ぴりかファーム	末藤 春義(今金町)
	有限会社 大和納華	中島 張(旭川市)
	斎藤ファーム	斎藤 雅紀(旭川市)
	有限会社 さくら牧場	岡本 健吾(豊富町)
	有限会社 十勝しんむら牧場	新村 浩隆(上土幌町)
	有限会社 アグリオホーツク	田中 悟(大空町)
	農事組合法人 シルトコイオン生産組合	弦間 秀子(斜里町)
	有限会社 鶴翔	坂本 寛(標茶町)
	一般社団法人 北海道農業会議	
	公益財団法人 北海道農業公社	
	一般財団法人北海道農業企業化研究所	
	監 事	有限会社 竹下牧場
有限会社 東條産業		東條 真澄(倶知安町)
株式会社 風のがっこう		平賀 農(伊達市)

北海道農業法人協会 1月~2月の主な活動

- 1月 13日 第9回のぶし経営塾「女性の会」(札幌)
- 15~19日 海外視察研修(マンマー)
- 19日 第14回北海道・東北ブロック農業法人組織会長・事務局合同会議(青森)
- 23日 上川管内農業法人ネットワーク「冬季講習会」(旭川)
- 24日 日高農業生産法人会研修会(新ひだか)
- 29,30日 JA新はこだて農業生産法人ネットワーク
- 平成29年度道南地区農業法人セミナー(北斗・せたな)
- 31日 水田部会設立準備相談会(札幌)
- 第4回役員会(札幌)
- 第10回のぶし経営塾「会員交流会」(札幌)
- 2月 13日 日本農業法人協会4委員会・第17回都道府県会長会議(東京)
- 21日 第23回定期総会・農業法人経営セミナー2018(札幌)
- 22日 第1回のぶし経営塾「軽減税率」(札幌)
- 26,27日 第3回次世代農業サミット(東京)



The Fellowship



member's interview

Vol.47

※フェロウシップ(fellowship)とは、仲間である事、友情、協力などを意味する言葉。HAL財団では北海道農業に携わる方々とのフェロウシップを大切に、それぞれの経験や事例を共有・意見交換することで、北海道農業の発展に貢献したいと考えています。

第12回 HAL農業賞特別賞(都市近郊型農業推進)

株式会社風の村
(江別市)

代表取締役 **金井正治氏**



陶芸と農業と飲食事業を展開
子どもの感性を育む教育も実践

陶芸家の金井正治さんが代表を務める株式会社風の村は、4haの敷地内で陶芸工房の運営と農業生産、レストラン経営を行っています。2.5haの農地では大豆とジャガイモを中心にブロッコリーやトマトなどを生産し、ほぼ全量を自社で使用。レストランでは化学調味料をできるだけ使わずに調理した野菜中心のメニューを、工房で作成した器で提供しています。また、幼稚園への給食提供事業も行っています。その他、食育やアート体験を盛り込んだ子どもキャンプを実施するなど、農業と陶芸を柱とした社会貢献事業にも積極的に取り組んでいます。

趣味と農業と会社員、
三足の草鞋を経て独立

私の祖父は新潟から江別に入植しており、家は開拓以来続く畑作農家です。しかし三代目の私は農業に興味がなく、高校卒業後は美術専門学校を選択し、建設業の広告部署に就職しました。畑はあまり手伝わずに友人の父親が開いた陶芸教室にいりびたり、26歳頃からは陶芸を趣味として打ち込んでいました。

しかし、30歳の頃に父が他界し、残された母だけでは農地の維持が難しくなっていました。もともとの性分が負けず嫌いだっただけは「あそこはもうやめるだろう」という近所の農家の視線を見返したいと思い、会社員兼農家を選択。そこからは大変でした。朝5時に起きて畑作業、7時半には出勤。仕事を終えて帰宅して21時まで畑に出て24時まで陶芸という生活を続けました。

40代に入るとさすがに体力的に限界を感じました。その頃は取締役部長でしたが、44歳で退職して農業を継続することを決意。選果場を転用して

「陶芸工房アトリエ陶」を設立し、三足の草鞋から農業と陶芸の二足へと生活を変えました。

アートと農業を基盤に「風の村」として法人化

陶芸工房の運営は最初は順調で、年間2000万円ぐらいの売上がありました。しかし時代の流れが変わって作品の売れ行きがダウン。売上は1/3までに落ち込みました。このままではいけない、使えるものは何かと考えたときに、土地があった。それまで農業収入は、農地が狭いこともあって母の生活費程度。生産量を増やすことは難しい

ため、直売所を作ったり加工販売をすることで利益を増やそうと考えました。

理念としては、第1回から20年間、実行委員として関わった江別市のイベント「江別やきもの市」での構想がありました。やきもの市は当初は地域活性化として、街に工房があり、販売施設があり、器を使用したレストランがあり…という益子のような陶芸の里づくりに目指していたのです。これを4haの土地の中で作り上げようと考えました。農業をせず育てた食材で作る料理を、工房で作った器で提供する。そこには自分の農場の作物以外にも、安心安全な農産物や加工品が並ぶ直売所がある、というイメージを形にしたのです。

風の村として法人を設立したのは2007年。ファームレストラン「食祭」のオープンには2010年でした。長年やきもの市に関わっていたことから市役所の商工課との付き合いがあり、また陶芸指導では教育委員会、祖父の代から営農していることで農業委員とも付き合いがあり、農地転用や助成金の利用などは大変スムーズに進みました。資金調達には苦労しましたが、最終的にはJAではなく陶芸で縁のあった銀行のサポートを得ることができました。

給食事業が経営の柱 おいしい野菜をさらに追求

レストラン事業の柱になっているのは、幼稚園への給食提供です。農産物加工品の1つとしてパンを製造・販売しており、これを幼稚園のバザーに提供したところ大好評、給食提供へと繋がりました。

そこに至るまでは大変でした。陶芸を通してたくさんさんの知り合いがおり、レストラン立ち上げには多くの助力を期待していたのですが、いざ開店してみると思ったより集客できなかったのです。

私は父から受け継いだ農地を、農業などを使わずに維持してきました。給食の注文は、食に対する安全安心や素材へのこだわりが評価された結果であり、これまでの農業への姿勢が現在の経営に繋がったと考えています。

レストラン事業のスタッフはパートが中心です。給食提供が始まってからは皆さんさらに頑張ってくれて、給食の





評判は上がり、今では4つの幼稚園、計820食分を提供するまでになりました。

メニューは私も含めたみんなで、器の格にあうようなものをと考えています。名のあるシエフが参画したことはありませんが、うちにしかない個性を出すという姿勢で取り組んでいます。ペーシになるのはやはり野菜ですね。他のレストランとは違いどっさり野菜が出せるので、そういった特徴をお客様にも楽しんでいただければと思っています。

自社農場の生産物は、ほぼ全量を自社で使い切っています。大豆も豆腐や揚げ、豆乳に加工して使用していま

す。農場の今後の目標は、安全安心を「超えて「おいしい」を追求していくことですね。昨年から在来微生物を増やすことで土壌を改良する取り組みを始めており、野菜の糖度アップなど成果が見えてきているところです。

人間らしい創造性を培う 社会貢献事業を実施

陶芸を通して多くの子どもたちと出会ってきましたが、現代の子どもたちは想像力や遊ぶ力、創造性が弱くなっていると感じます。

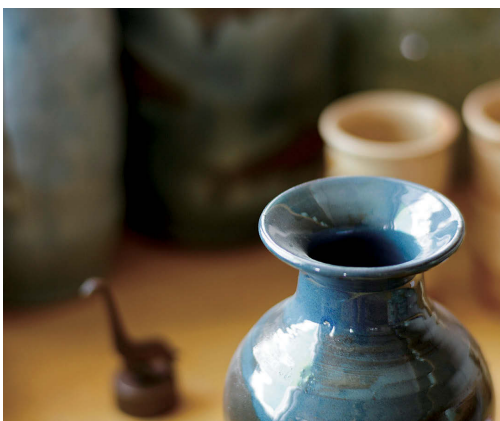
風の村内に設けたキャンプ場エリアで毎年開催している「サマーアートキャ

ンプ」は、今年で18回目を迎える人気プログラム。陶芸や畑仕事、料理、プロの音楽家の演奏会に加え、職人から教わる木工や彫金など、毎年違ったプログラムを用意しています。子どもたちが本物の芸術に触れ、モノづくりや農場を体験し、自然に近い環境での生活と人間関係を体験してもらおうという取り組みです。

また、昨年からは「北海道本の世界・子ども陶芸展」を実施。これは本を読んでもその世界からイメージした陶芸作品を作ってもらうもので、昨年は170点の参加作品が北海道開拓村のホールに展示されました。

農業の六次産業化についてお話しさせていただく機会もあるのですが、私は「その六次化は誰のため、何のためか」ということを考えます。利益はもちろん大切ですが、先々の社会がそれによってどうなるかを考える必要があ

る。風の村の取り組みは結果として六次産業化や食育と呼ばれていますが、目指すところは人間らしい豊かさ、それができる人間や社会のあり方の追求でした。農業と陶芸を核に教育プログラムを継続・充実させ、施設を作り、いつか農業や芸術を学べる滞在型のプログラムを実施できればと夢を描いています。



DATA



株式会社 風の村

所在地 / 江別市元野幌919番地
 設立 / 2007年
 資本金 / 1000万
 売上高 / 4000万
 社員数 / 正社員4名、パート8名
 季節雇用:3~5名
 経営面積 / 2.5ha(ジャガイモ、大豆、ほか野菜類)
 施設 / 陶芸工房、レストラン





【第13回】

HAL農業賞授賞式を開催

平成30年1月26日(金)、ANAクラウンプラザホテル札幌において、第13回HAL農業賞表彰式が執り行われました。表彰式では、各賞の受賞内容が紹介されたのち、HAL財団磯田憲一理事長より表彰状ならびに副賞が授与がされました。

その後式典では、選考委員である公益財団法人北海道農業公社竹林孝理事長より、各受賞者へのメッセージを頂戴したのち、日本政策金融公庫札幌支店大本 浩一郎支店長の乾杯で宴席が開かれ、受賞のお祝いと共に、過去の受賞者であるフェロウシップメンバーとの交流が行われました。

THE 13th AGRICULTURAL AWARD

展 示 品 を 募 集

HAL財団札幌事務所『ギャラリー農窓』では、所内展示スペースにおいて、農業生産者の皆さまの農場紹介や商品紹介、また、農業関連イベントや農業関連施策に関するPR活動を行っています。

農場パンフレットやポスターなど、展示を希望されるものがございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

(担当 本西)

